

平成 29 年 10 月 6 日

神戸市長 久元 喜造 様
神戸市環境影響評価審査会 委員各位

神戸公害患者と家族の会
西淀川公害患者と家族の会
公益財団法人 公害地域再生センター(あおぞら財団)
特定非営利活動法人気候ネットワーク
神鋼石炭火力公害問題灘区連絡会
石炭火力発電を考える市民ネットワーク
ひょうご ECO クラブ
神鋼石炭火力発電所増設問題を考える芦屋市民の会

神戸製鉄所火力発電所環境影響評価準備書に対する神戸市長意見作成にあたって
第 3 次 要 請 書

「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画環境影響評価準備書(以下準備書という)」については、平成 29 年 7 月 11 日付で株式会社神戸製鋼所(代表取締役社長 川崎博也)より環境影響評価法第 16 条の規定に基づいて公告・縦覧の措置がとられ、同法第 20 条第 2 項の規定に基づく貴職の意見形成にあたって、目下、議論・審査がなされているところです。私たちは、本年 8 月 1 日付け及び 8 月 24 日付けで、二度にわたり貴職宛てに提出した要請書において、数々の環境保全上の問題について、審査において特段の配慮をいただくよう要請しました。しかし、これまでの神戸市環境影響評価審査会における審議、事業者の説明、公聴会での公述人の意見、事業者に提出された意見書に対する事業所見解を通じて、本計画には将来の環境保全にとって幾多の重大な瑕疵があることが明らかとなりました。事業者が新たに大規模石炭火力発電所を設置することにより、神戸、芦屋等阪神地域の環境悪化、健康被害を招く恐れがあると考えられることから、下記の理由により「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画は是認できない」との意見をとりまとめたいただくよう要請します。

連絡先:西淀川公害患者と家族の会

大阪市西淀川区千舟1-1-1あおぞらビル2F

TEL:06-6475-0790 FAX:06-6475-0934

特定非営利活動法人気候ネットワーク

京都市中京区帯屋町 574 番地高倉ビル 305 号

TEL. 075-254-1011 FAX. 075-254-1012

E-mail. kyoto@kiconet.org

要約

【市民は本計画に反対です】

・神戸市民は、公聴会における公述、市民意見書を通じて、本計画への反対を表明しました。市民の代表者である市長、知事は、環境保全の観点から不適切な本計画に対し、反対の意思表示をするべきです。

【建設予定地は、現状非悪化が求められている地域です】

- ・市民は、本計画により大気汚染物質の排出量が減少すると誤信させられています。排出量は、逆に大幅に増大します。
- ・発電所の建設予定地は、PM2.5 や光化学オキシダントの環境基準を達成しておらず、また、NO₂の環境基準も0.04ppm～0.06ppmのゾーン内(現状からの非悪化が求められている地域)にあり、新たな汚染源を追加することは、認められません。
- ・事業者は、環境基準、規制値、協定値以下であれば問題ないとの考え方に終始しています。環境回復の途上にある本地域に、大気汚染物質の巨大排出源を建設しようとしているにもかかわらず、**最大限の排出削減努力を行おうという姿勢がみられません。**
- ・事業者は、磯子火力2号機の協定濃度と比べて、神戸製鋼の新設火力の協定濃度の方が厳格だと突然主張し始めましたが、その認識は誤りであり、審査会の議論を誤導するものです。

【温暖化対策の観点から、容認できる計画ではありません】

- ・温暖化対策に関する国の政策に合致しているとは到底いえません。
- ・施設稼働に伴いCO₂の排出量を増大させないことという知事意見に真摯に対応していません。
- ・この計画の本質は、石油・LNGから石炭へのリブレースであり、温暖化対策に逆行するものです。
- ・石炭へのリブレースによるCO₂排出量の増加を、消費者負担による再生可能エネルギーの拡大で相殺できるという考え方は、受け入れられるものではありません。
- ・地域における具体的なCO₂排出削減策としてようやく提示されたのは「下水汚泥の活用」ですが、それによるCO₂排出削減量は、**新設火力石炭発電所のCO₂総排出量の0.14%にとどまります。**また、新たな削減策として「バイオマス由来の水素製造」も提示されましたが、それによるCO₂削減効果は、**新設火力石炭発電所のCO₂総排出量の0.017%にすぎません。**燃料を石炭から天然ガスに変えない限り、知事意見の要請に応えることはできないと思われます。

【結論】

- ・この計画は、住宅地から至近の、しかも、現状非悪化が求められている「**最悪の立地**」で行うものであり、また、大気汚染・温暖化対策の観点から「**最悪の発電方法**」をとるものです。このような計画を止められないのならば、**環境影響評価制度の存在意義は失われてしまう**と考えます。
- ・**最悪の立地、最悪の発電方法を伴う計画である以上、地域住民の代表である市長および知事が、本件計画は「是認できない」という判断をすることが必要であり、環境影響評価法上、むしろ求められている**と考えます。

記

1. 神戸市民の環境保全上の懸念、計画への反対

(1) 神戸市民は石炭火力新設に反対

①本年8月20日神戸市公聴会において意見陳述した39名の公述人全員が、環境保全の見地から、本計画への反対を表明しました。また、②市民意見1199件の大部分が、計画の中止もしくは計画への懸念を表明するものでした。

(2) 住民・市長・知事の反対により、計画を中止させることは可能です

静岡市で建設予定のLNG火力発電所は、地元住民、静岡市長、静岡県知事の反対表明を受けて、事業計画の延期が発表されています(日本経済新聞2017年9月15日)。静岡県知事は、近くに国際クルーズ船拠点として整備が進む清水港があり、①景観、②環境、③住民意思の3点からふさわしくないと述べたと報道されています(同紙8月24日)。これらの反対理由は、むしろ、神戸に、より強くあてまるものと考えます。

①神戸市は、国際クルーズ船拠点として名高い神戸港を既に有しており、瀬戸内海と六甲山に抱かれた優れた景観を重要な観光資源の一つとしています。150メートルの煙突、冬季には六甲山まで立ち上る白煙は、観光都市神戸の景観を台無しにします¹。②また、阪神間の沿岸域は、深刻な大気汚染公害を経験し、環境再生の途上にある地域であり、地域住民は、上記のとおり、本計画に対して強い反対の意見表明を行っているところです。静岡市に計画されたLNG火力発電所は、石炭火力発電所と比較すると、CO₂排出量原単位は半分にとどまり、SO_x、PM、ばいじんをほとんど排出せず、NO_xの排出も著しく少ないものです。静岡県知事・静岡市長・地元住民は、そのような計画にすら反対を表明しています。これに対して、神戸製鋼が建設を計画している石炭火力発電所は、大量の大気汚染物質を、一部の環境基準が未達成で、NO_xについては現状非悪化が環境基準告示により求められている地域に排出するものです。また、LNG火力に比べて2倍のCO₂を排出します。③公害認定患者を含む多くの神戸市民、芦屋市民、西宮市民は、神戸市長及び兵庫県知事に対して、住民意思を代弁し、本計画に対する明確な反対表明を行うことを望んでおります。

静岡の例は、住民・市長・知事の反対によって、環境保全上、重大な問題を伴う事業を中止させることができるということを示しています。地域の未来を決めるのは、一事業者の経営判断ではなく、住民と、その代表者である市長、知事であるべきです。

2. 大気汚染一アセス手続の瑕疵、最大限の削減努力をしていないこと

(1) 市民の誤信を導いた事業者の説明・準備書

①汚染物質の総排出量の増減を公表せず、環境影響が低減すると誤信させたこと

神戸製鋼所は、地域住民に配布した「神戸製鉄火力発電所(仮称)設置計画の概要―地域と共生する都市型発電所」2頁、「周辺環境への影響を現状より低減します」と記載していました²。

付近住民への説明でも、高炉が廃止されることから、「大気汚染は現状よりも改善する」との説明を繰り返してきたと言われております。住民らは、準備書公告後に開催された神戸製鋼主催の説明会(灘、東灘、中央、芦屋)において、「汚染物質の総排出量は、現状と比べて増えるのか減るのか、絶対値で示してほしい」との

¹ 参考:神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画に係る環境影響評価準備書に関する公述意見書 公述番号9番 写真③

² 第137回神戸市環境影響評価審査会において事業者が作成する考えを示したもの。

質問を繰り返しましたが、神戸製鋼は、質問に応えず、「濃度が環境基準に照らして問題ない」と述べることに終始しました。地域の住民は、高炉廃止により、大気汚染物質の排出量が減少すると、意図的に誤信させられています。

この度、神戸市環境影響評価審査会の委員から、この点に関する質問がなされたため、神戸製鋼は、下記資料 18 を委員会に提出しました。この資料により、SOx、NOx、ばいじんが、いずれも大幅に増えうることが明らかになりました。SOxの排出量は36～72%増加、NOxは10～56%増加、ばいじんに至っては43～351%増加するということがはじめて明らかになりました。

発電所の建設予定地は、PM2.5 や光化学オキシダントの環境基準を達成しておらず、また、NO₂の環境基準も 0.04ppm～0.06ppm のゾーン内(現状からの「非悪化」が求められている地域)にあり、深刻な大気汚染からの環境回復の途上にある地域です。そのような地域の住民が、準備書に対する市民意見を提出するにあたって、汚染物質の排出量の増減を知りたいというのは極めて合理的な関心です。事業者は、説明会における度重なる市民からの質問に頑として答えず、審査会での審査過程で情報を小出しにして、地域住民への説明責任を果たすという姿勢を放棄してきました。

準備書の公告縦覧手続は、環境保全の観点から重要な情報が準備書に記載されていることが不可欠の前提です。今回の準備書には、汚染物質の排出量の増減が記載されておらず、また、説明会でも回答が拒否され、一連の事業者の説明により、かえって環境負荷は低減すると市民は誤信させられていました。市民意見の提出にあたって不可欠の情報が欠けているばかりか、上記のような印象操作までされていたため、市民は準備書に対して正当な評価を行うことができませんでした。これは、準備書手続の重大な瑕疵であり、「現状非悪化の原則が妥当する地域において、汚染物質の排出を大幅に増やすことが是認されるか」ということ、十分な情報を提供したうえで、市民に問い直さなければなりません。準備書を修正したうえで、準備書の公告・縦覧、説明会、公聴会といった手続をやり直すべきです。

大気汚染物質の排出量の、現状からの変化

	協定値 (年間排出量) トン/年	現状 (2007～2016 実績)		将来 利用率最大 (80%)		
SOx	730	製鉄所	123～179	706		
		既設発電所	287～341			
		計	410～520			
NOx	1500	製鉄所	240～470	1457	製鉄所	111
		既設発電所	696～858		既設発電所	745
		計	936～1328		新設発電所	600
ばいじん	250	製鉄所	11～73	203		
		既設発電所	34～69			
		計	45～142			

出所) 第 161 回神戸市環境影響評価審査会(2017 年 9 月 20 日)資料 18 事業者説明資料

②二酸化窒素の環境基準をクリアしているとの説明の不当性

第 158 回の市審査会において、NO₂の環境基準について、事業者が、環境基準の上限である日平均 98%値 0.06ppm のみを用いていることについて、委員から批判がありました。私たちも、8 月 24 日付け「追加・補足要請書」において指摘したとおり、NO₂の環境基準は、0.04ppm～0.06ppm のゾーンで定められており、このゾーン内にある地域においては、「現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努め（環境基準告示）」なければならないとされています。

準備書においては、この記載が欠如しており、市民に対して、環境基準をクリアしているから環境保全上の問題はないとの情報だけが示され、肝心の、現状より悪化させてはならない地域であることが伝わりませんでした。これも一種の情報操作といわざるをえません。

第 161 回の市審査会において提出された事業所の資料 18 においては、灘浜局に加え、六甲アイランド局及び住吉南局において、環境基準の年平均相当値の下限値と上限値の間のゾーン内にあることが示されました。本来、準備書において明確に記述し、市民意見の提出の際に参考に供すべき情報です。

③接地逆転層形成時の汚染濃度

第 161 回神戸市環境影響評価審査会（本年 9 月 20 日）では、委員の求めに応じ、接地逆転層が形成された時の、神戸発電所風下に位置する測定局の測定濃度及びベースからの増加濃度が示されました。

発電所建設予定地に近い灘浜測定局（4 月 20 日 11 時）の測定濃度及びベースからの増加濃度は、以下のとおりとされています。発電所からの排出により、大気中の汚染濃度は、NO₂で 1.6 倍、SO₂では、2 倍となります。接地逆転層が形成された時においては、特に、「周辺環境への影響を現状より低減します」との事業者の説明は、あてはまりません。このような情報も、付近住民や市民には知らされておりませんでした。

	測定濃度	ベースからの増加濃度	ベース濃度からの増加率
二酸化硫黄 SO ₂	0.006ppm	0.003ppm	2.0 倍
二酸化窒素 NO ₂	0.032ppm	0.012ppm	1.6 倍

(2) 環境保全措置に関する考え方

私たちは、事業者に対し、十分な環境保全措置を講じようとする姿勢を欠いていると指摘してきました。

①二酸化窒素の環境基準について

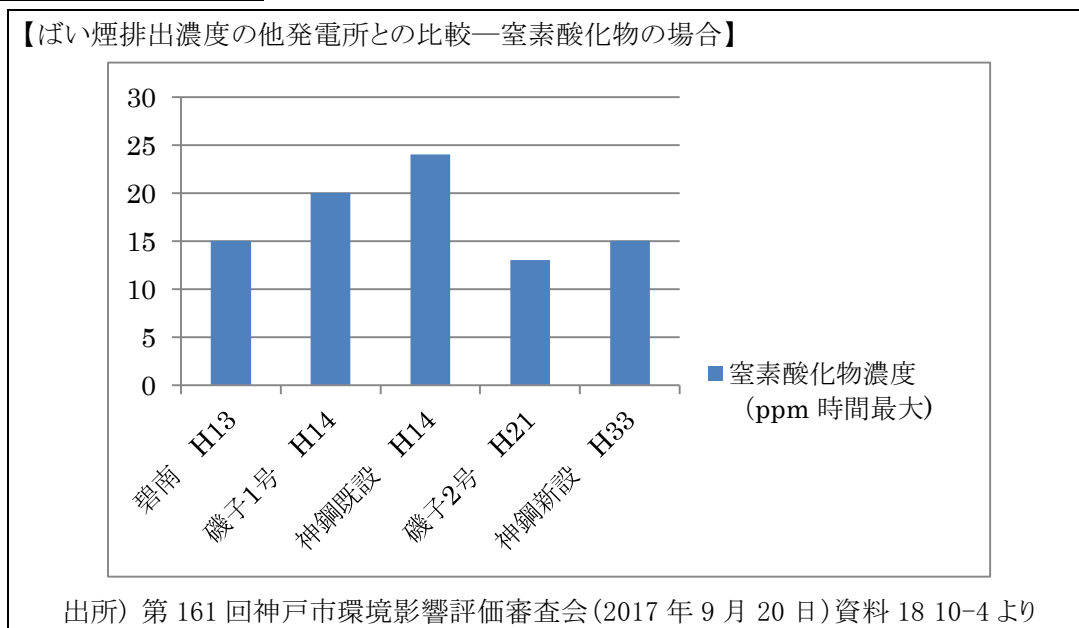
神戸製鋼は、9 月 23 日の審査会において、二酸化窒素の環境基準をゾーンで示し、ゾーン内にある測定局があることも示しました。しかし、そのことをどう評価するのかについては資料に何の記述もありませんでした。このゾーン内においては、現状非悪化が環境基準告示により求められています。このような事業者の態度は、環境基準の上限値以内であれば、追加的な汚染が許されるとの考え方をとるものであり、自ら積極的に環境保全措置を講じようとする姿勢が欠落するものです³。

³ 同じような姿勢は、二酸化窒素の短期曝露の問題に関してもみられます。上記資料 18 の 5-1 では、建設機械の稼働による二酸化窒素濃度の 1 時間値について、バックグラウンド濃度 (0.049ppm) に寄与濃度を加えた将来環境濃度は、0.187ppm であり、「短期曝露の指針値である 0.1～0.2ppm 以下に適合しております」と記載されています。審査会では、0.187ppm は、動物実験で影響が出るレベルで、これを指針値のゾーン内にとどまっているので問題ないとするのは、事業者の姿勢として問題があるとの厳しい指摘を受けたところです。

②環境保全協定との関係

神戸製鋼は、近時、ようやく大気汚染物質の総排出量の変化を明らかにしましたが、SO_x、NO_x、ばいじんの排出量が大幅に増えているものの、環境保全協定の限度に収まっているとの説明を繰り返しました。私たちが、8月1日付け要請書の中で指摘したように、環境保全協定値は、地域を汚染する権利を事業者に付与した既得権益ではありません。神戸市は、既存の協定値までの汚染であれば容認するという姿勢をとってはならないと考えます。

県知事意見、神戸市長意見は、最大限の環境保全措置を求めています。立地予定地は、深刻な大気汚染からの環境回復への取組みが続いている自動車NO_x・PM法の規制対象地域であり、このような所に大規模な汚染源を追加しようとする以上、当然のことです。神戸製鋼の既設石炭火力発電所も、新設予定の発電所も、同時期に建設・操業開始された(される)他の発電所と比較した場合に、「最大限の」環境保全措置を導入するものとはいえません。



なお、事業者は、第162回神戸市環境影響評価審査会(2017年10月4日)において、上記の資料18を誤りであったと述べ、神鋼新設火力は、磯子2号と比べて、大気汚染物質の排出濃度は低いと主張しました。事業者は、

- ・磯子火力の協定濃度は、神戸製鋼の協定最大排出濃度と異なり、**超過時に停止措置を伴うような厳格な規制濃度ではない(→神戸製鋼の誤解と考えられます(下記))**
- ・磯子火力の協定濃度は、神戸製鋼の協定運転管理目標濃度に匹敵するもの。下記の表の網掛け部分を比較すると、神戸製鋼の新設火力のほうが厳しい目標値をもっている

と主張しました。しかし、事業者の理解は誤りであると思われます。私たちが、J-Powerと横浜市に10月5日に電話で問い合わせたところ、「磯子2号機の協定濃度は、超過のおそれがあれば、負荷低減等の措置によって直ちに対応するもので、単なる努力目標ではなく「守らなければならない基準」と理解しており、また、そのように運用してきた」、という回答を得ました⁴。下記の表では、神戸製鋼の協定最大排出濃度に相当するものであり、神戸製鋼の新設火力の方が、排出濃度が高くなっています。

⁴ 2017年10月5日、J-Power 広報部、横浜市環境創造局大気・音環境課からの電話回答。

さらにいえば、そもそも磯子 2 号機は、平成 21 年に操業開始したもので、平成 33 年に操業開始する神戸製鋼の新設火力が、下記のような協定最大排出濃度にとどまっているということが根本的な問題です。

		神戸製鋼・新設火力	磯子 2 号機	
SOx	協定最大排出濃度 (超過のおそれがあれば、直ちに応急措置をとり、必要があれば遵守のため負荷下げ、停止を行う)	13ppm	協定濃度 (超過時、停止を伴う 最大濃度ではない)	10ppm
	協定運転管理目標濃度 (年間総排出量を守るための年間平均目標濃度)	4ppm		
NOx	協定最大排出濃度	15ppm (通常時)	協定濃度	13ppm
	協定運転管理目標濃度	11ppm		

出所) 第 162 回神戸市環境影響評価審査会(2017 年 10 月 4 日)資料 21 より

③PM2.5 の予測について

方法書に対する知事意見・神戸市長意見の求めにもかかわらず、神戸製鋼は、PM2.5 にかかる環境影響評価を行いませんでした。その理由として、神戸製鋼、精度の高い予測手法が確立していないことを挙げています。私たちは、8 月 24 日付け追加・補足要請書において、「精度の高い予測手法が確立されていない」ことを理由に、精度の低い予測すらしらないということは、**環境基準未達成地域に、汚染物質の大規模排出源を新設しようとする事業者の果たすべき最低限の義務(アセス義務)を放棄するものであり、認められるものではない、**と指摘しました⁵。

④まとめ

市審査会における審議においては、他にも、光化学オキシダントについて調査・予測・評価がなされていない、水銀の環境への排出量も記載されていない、温排水の生態系への影響が十分に予測されていない等の問題が指摘されてきました。

総じていうならば、事業者には、**自ら主体的に最大の環境保全措置を講じようする姿勢が欠けている**といわざるをえません。事業者は、**環境基準、規制値、協定値以下であれば問題ないとの考え方に終始**しており、**環境基準告示により現状非悪化が求められている地域に、巨大汚染源を追加することの問題性**について、認識が欠如しています。

⁵ なお、第 161 回神戸市環境影響評価審査会(2017 年 9 月 20 日)に提出された資料 18 9-1 では、PM2.5 にかかる環境影響評価を行わないこと理由として、PM2.5 について「国内全ての火力発電所からの影響が小さい(1-2%)ことから、**本事業による PM2.5 濃度への寄与は小さいもの**と考えております」という驚くべき記述をしております。国内における発生源別の寄与度と、特定の大規模発生源の周辺地域への寄与度は、全く関係ありません。このような記述をする事業者の資質が問われます。

3. 温暖化対策—市長・知事意見に対して真摯に対応しようとする姿勢に欠けること

(1) 温暖化対策に関する国の政策に合致していないこと

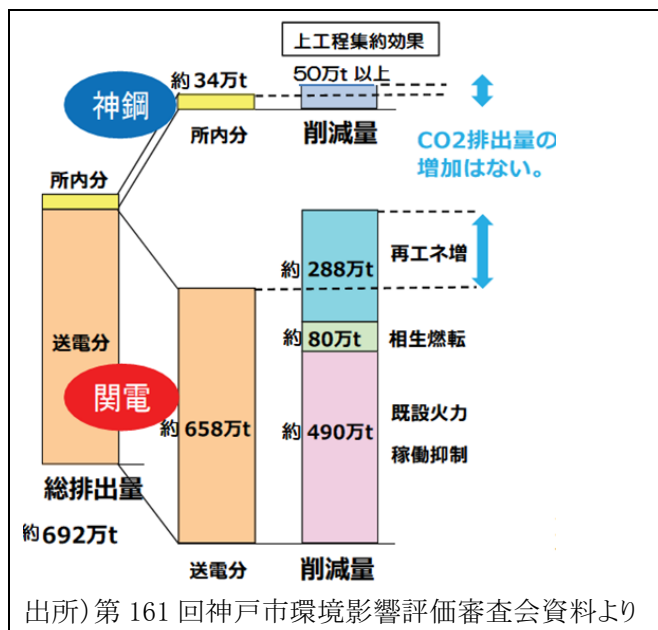
第162回神戸市環境影響評価審査会(2017年10月4日)においても、委員から、**本件計画が国の温暖化対策に合致していない**と厳しく指摘されました。私たちが同じ考えです(第一次要請書、追加・補足要請書をご参照ください)。

(2) CO₂の総排出量を増加させないこと

施設の稼働に伴うCO₂の排出量を増加させないことを求めた知事意見に対して、**事業者が真摯に対応しようとしていない**という点は、先に提出した「追加・補足要請書」に記載したとおりです。

事業者は、新設火力からのCO₂排出量が692万トン/年としますが、これが、最大限の対策を施した値なのかも示されておらず、審査会においてこの点を確認していただきたいと思います。

事業者が提出した下記の図から改めてわかることは、この計画は、関西電力が保有する石油・LNG 火力から『石炭へのリプレース』が行われようとしている、ということです。そのような温暖化対策に逆行するリプレースは容認できません。石炭へのリプレースによって**増加するCO₂排出は、消費者負担による再生可能エネルギーの普及によって相殺されるとの強弁**は、“事業者による環境保全措置”を求めた知事意見に定めるものではありません。



(3) CO₂の地域における具体的な削減策

方法書に対する神戸市長意見、兵庫県知事意見において、CO₂について、地域での具体的な削減方策、余熱等のエネルギー有効利用を検討し、準備書に記載すること(知事意見)が求められました。しかし、事業者は、この点を明確にするように厳しく求められてようやく、次の対策を示してきました。

- ・地域に賦存するバイオマスである下水汚泥を発電燃料として有効活用します。
- ・下水汚泥の燃焼により発生する蒸気をタービン途中から抽気し、タービン発電機、バイナリー発電等による発電を行います。
- ・バイナリー発電等で発電した電力により電気分解でバイオマス由来の水素製造を行い、その水素をFCV(燃料電池車)に供給する水素ステーションを設置します。
- ・これにより、将来のFCV普及に貢献し、地域社会におけるCO₂削減、大気環境の改善に寄与します。

出所) 第161回神戸市環境影響評価審査会(2017年9月20日)資料17 事業者説明資料

第一の問題は、方法書に対する知事意見や市長意見において求められている検討を怠り、**知事意見の明示の求めにもかかわらず、これを準備書に記載せず**、準備書の公告・縦覧、公聴会、市民意見の提出が終わってから1か月後によく削減策を示したことです。これでは、市民が公述を行い、市民意見を提出するにあたって、この削減策について意見表明を行うことができません。**知事が、準備書に具体的な削減策を求めたことを無視するものであり、事業者の市民軽視の姿勢**を端的に表すものといわざるをえません。

第二の問題は、削減策の中身です。

①下水汚泥の活用について

・0.14%のCO₂削減では、削減策の名に値しないこと

事業者が提出した、第161回神戸市環境影響評価審査会(2017年9月20日)資料17では、下水汚泥の利用量(熱量)、CO₂排出削減量が示されていません。審査会委員の質問に対して、事業者は、**CO₂排出削減量は年間1万トンを見込んで**いると口頭で回答しました。これは、**新設火力発電所の年間CO₂排出量の0.14%にすぎません**。これでCO₂対策といえるのでしょうか。燃料を石炭から天然ガスに変えない限り、知事意見の要請に応えることはできないと思われま

・計画に具体性がないこと

下水汚泥を炭化処理して、それを石炭に混ぜ、一緒に微粉炭機で微粉にして燃やすというやり方を用いるものと思われま

すが、下水汚泥を炭化処理するには、その設備が必要です。兵庫県の下水汚泥処理施設ではそのような設備は置かれておらず、神戸製鋼が自前で作るのか、兵庫県の現有稼働中の処理システムとどのように整合させるのか、いずれにせよ**この計画には具体性が全くなく、実現可能性に大きな疑問があります**。

神戸製鋼は、新設発電所で用いる下水汚泥を、どこからどれだけ調達し、どの施設で炭化処理するのかを示す必要がありますが、これを全く示しておりません。資料17では、苦し紛れに、「このようなバイオガスの利用方法が**世の中にはある**」ということを一般的に示すにとどまっております。これでは、**地域における具体的な削減策を示すことを求めた知事意見、市長意見に答えたことにはなりません**。

・下水汚泥の有効活用の方法としては、他にも実施済みのものがあること

神戸市では、下水汚泥を発酵ガス化する処理方法(こうべバイオガス)を進めており、汚泥処理を行っている市内の全処理場で、「こうべバイオガス」の有効活用を行うことになりま

⁶ 「市内“全”処理場で「こうべバイオガス」の有効活用に取り組みます！」記者提供(平成29年4月13日)、神戸市建設局。

下水汚泥の処理処分は地方自治体の課題の1つであり、汚泥を炭化して発電所で処分することは悪いことではありません。しかし、神戸製鋼が、下水汚泥の有効活用を行う意思があるなら、**既設火力において行うべきであったし、これからでも既設で行うことができます。**また、下水汚泥の有効利用は、**神戸市が進めている発酵ガス化する活用方法もあり(前述)、下水汚泥の有効利用問題と、巨大な石炭火力発電所の新設問題とを関連づける必要はありません。**

・環境影響評価手続上の問題—アセスのやり直しが必要であること

下水汚泥の利用は、燃料の一部変更にあたります。燃料が変われば、汚染物質の量や発電効率やCO₂の排出原単位も変わります。燃料を石炭から石炭と下水汚泥の混焼へと変更することで**準備書のベースである「燃料」の諸元が変更されることから、環境影響評価のやり直しが必要となるはず**です。知事意見が求めていたように、CO₂の排出削減策を準備書以前の段階で決定し、それを前提とした環境影響評価及び準備書の作成を行ってれば、このような問題はおきませんでした。このような事態は、**県知事意見や市長意見を軽く見てCO₂の排出削減対策を回避しつづけ、神戸市環境影響評価審査会で厳しく指弾されてからようやく対策を検討するという事業者の消極的な姿勢**がもたらしたものとわざるをえません。

② バイオマス由来の水素製造によるCO₂削減効果は超々微量、しかもダブルカウント

神戸製鋼は、上記資料17において、下水汚泥由来の電力により水を電気分解して水素を製造し、水素ステーションに供給することを、CO₂削減の具体的取組みとして掲げています。しかし、資料17に記載の水素供給規模で達成できるCO₂削減量は、私たちの試算によれば⁷、多く見積もっても年間**1200トン程度**であり、**新設火力石炭発電所のCO₂総排出量(692万トン)の0.017%**にすぎません。このような超々微量な削減量では、知事意見・市長意見の要請に応えるようなものとは到底いえません。また、この**1200トン程度のCO₂削減は、①の削減量に既に含まれているもので、水素製造により「地域社会におけるCO₂削減…」に寄与します**という資料17の記述は、**削減努力をダブルカウントするもので、不適切**です。

⁷ 次のような仮定において、ガソリン車に代えて燃料電池車を利用することによるCO₂削減量を試算しています。設置予定の水素ステーションの1日あたりの稼働量:2400N m³、燃料電池車(トヨタ・MIRAI)の1回の充填可能量:48N m³、1回の充填で走行可能な距離:650km。ガソリン車(トヨタ・カローラ)の燃費:23km/l。ガソリンの排出係数:2.32 CO₂-kg/l。バイオマス製造、水素製造、水素充填等のプロセスにおけるエネルギーロスは考慮していません。

4. 結論——最悪の立地、最悪の発電方法、LNG・石油から石炭へのリプレース

環境影響評価制度の本質は、環境汚染のおそれがある事業について、環境保全の見地から、**立地を含めた代替案の検討**を行うとともに、事業による環境への影響を調査・予測・評価を行い、**より良い環境上の決定を行うこと**にあります。

この点、本計画は、環境改善の途上にある住宅密集地域から 400 メートルの位置に建設されるもので、また、大気汚染・温暖化防止の観点からも最も環境負荷の高い燃料である石炭を、知事・市長・住民の懸念にもかかわらず、敢えて採用するものです。一言でいえば、この計画は、日本で、あるいは世界的に見ても**最悪の立地**で行うものであり、また、大気汚染・温暖化対策の観点から**最悪の発電方法**をとるものです。このような計画を止められないのならば、**環境影響評価制度を存在意義は失われてしまいます**。

温暖化対策の観点からみると、関西電力の LNG・石油火力の出力を抑制し、敢えて排出係数の高い石炭火力を新設するものですから、結局、**自社の収益のために、LNG・石油から石炭へのリプレースという禁じ手を用いる**ものです。

環境影響評価手続で事業を止めることはできない、という意見を耳にすることがありますが、そのようなことはありません。環境大臣は、2015 年に、5つの石炭火力発電所の建設計画に対する意見において、**是認できないという判断**をしました。市民、県民の健康を守り、未来の地域づくりに責任を負うのは、神戸市長、兵庫県知事にあります。**最悪の立地、最悪の発電方法を伴う計画である以上、地域住民の代表である市長および知事が、本件計画は是認できないという判断をすることが必要であり、環境影響評価法上、むしろ求められている**と考えます。

石炭火力発電所がひとたび建設されると 30 年以上、大量の汚染物質や CO₂を生み出し続けます。建設・操業が開始されてから操業の中止を求めたり、厳格な規制を行ったりすると、事業者に多大な経済的損失を生み出します(したがって、事業者は操業中止や厳格な規制に政治的に抵抗し、結局、必要な汚染対策がなされないことになる、というのが歴史の教えるところです)。「**是認できない**」という**地域の意思を表明するのは、建設・操業前である“今”**しかありません。

以上